

看護師、業過致死罪で起訴

京大エタノール事故死

京都大医学部付属病院（京都市左京区）で1900年三月、人工呼吸器に誤ってターノールが注入され、難病の藤井沙穂さん（当時七歳）が死亡した事故で、京都地裁は四日、業務上過失致死罪で、同病院の看護師高山詩穂容疑者にたおを起訴した。死診断書に虚偽の死因を記載したこと、虚偽有印公文書作成・同行使容疑などと薙切換された当時の京大病院講師の担当医（回）については嫌疑不十分で不起訴処分とな

担当医は不起訴処分 京都地検 確認、注意義務怠る

上司の医師を含め計九人
を相手取り、総額一億千
二百万円の損害賠償を求
め京都地裁に提訴してい
る。

敵愾に受け止める
田中祐一・京都大医学
部付属病院長の話
看護師が訴訟されたいじりに
怖えたい。
いじりは敵愾に受け止め
る。現時点では起訴
容が明らかになつていい
いので、コメントは差
控えたい。



記者会見で京都地検の处分について語る藤井省二さん(左)と橋さん(右)(4日午後6時15分、京都中京区)

「個人的ださうでない」
事件は病院全体の体質問題に。京都大病院の医療事故で娘を失った遺族は四日、京都地檢の処分を受けられました。金見した父の藤井省二さん(元ひよこ)と娘の藤井さん(当時は「梅」)、沙織に報告ができない」と涙をぬぐいました。「病死か自然死」との死証書を書く

いた担当医の不起訴について「担当医の行為を不問にするなら、今後の医療事故で医師が何を分かれていても良い」とお墨付きを与えるようなものだ」と述べた。昨年の東京女子医大病院の医療過誤で、医師が詐欺隠滅疑惑などで逮捕、起訴されるなど、最近は医療現場の刑事責任も独立の第三者機関をつくり、個人ではなく組織の問題点を検証する「これが必要」と指摘している。

起訴猶予、看護士ら上司二人を不十分で不起訴処した。
〔二月三日〕
起訴状によると、被告は同年二月二十九日夕から三月一日夜に薬剤の内容を確認する注意義務を怠り、用エタノール約三百

長官は「**入を知りながら死へる人の死因診断書**」と題して、書類送検して貯蔵の死因記載した。地檢は、相当医の行為について、故意に偽造したことの立証が困難と判断したという。遺族は昨年十月、國や消毒分と疑うた。

藤井さんの人工呼吸器に注人。藤井さんは三月二日夜に急性エタノール中毒と病状の悪化で死亡せたとされる。

斷言是斷言

京大病院人工呼吸器エタノール事件

看護師起訴

2002年10月5日京都新聞